

# 「困ったなあ」

「答ええます」

佐々木知子の  
法律相談



佐々木知子  
ささきともこ  
弁護士  
帝京大学法学部教授

## 「従姉へ全財産をやる」という 母の遺言書は無効なのは…

亡母の遺言の件でご相談です。私は東北出身ですが、医者になりたくて東京の私立医大に入學し、卒業後まもなく、大学で知り合った同業者と結婚しました。以来30年、ずっと東京で働き、子供2人も成人しました。なにしろ忙しくて親の所には年に1回帰るか帰らないかくらいでしたが、10年前に父は亡くなり、母も少し前に88歳で亡くなりました。子供は私だけなので、母を説得して5年前、地元で一番高級な老人ホームに入ってもらいました。その際誰も住まない自宅も思い切って売却したので、その時点で母の預金は5000万円

円位はあったと思います。日常の面倒は、近くに住む母の従妹が見てくれていました。母より5歳年下の元気な方です。よくしてもらっているのですが、いざれ遺産が手に入ったからお礼として気持ち差し上げようと思っていました。遺言があるからと家裁によれば、行ってみてびっくり。母の自筆で、なんと全財産をその従妹にやるとあつ

たのです。驚いたことに預金は2000万円位に減っていました。高齢の母がそんなに多額の金を使うはずもなく、その人たちが使い込んだとしか思えません。遺言書も無理に書かせられたに違いないし、無効だと思えます。とにかく腹が立って仕方がありません。

法律的な問題点としては2つあると思います。

1つは遺言無効確認訴訟を起せば勝てるのかということであり、もう1つは、不当利得返還請求訴訟を起せば返してもらえるのかということです。いずれも相手はその従妹の方になります。

結論から言うと、どちらも難しいです。

遺言書がお母様の字であるとするば、作成時にお母様には意思能力がなかったことを証明する必要があると思います。お母様はほけてはおらず、もちろん成年後見もついていなかったとのこと。内容にしても、遠くにおいてめったに帰らない娘よりもむしろ、身近で面倒を見てくれる人がありがたく、感謝の証として全財産をあげようと考えてるのはごく自然なことだと思います。ここにご相談者の場合には一人前にするのに格別多額のお金を使つたはずですし、結果、自立してお金には不自由していないわけですから、引

### A

法律的に遺言書の無効は難しいと思います。  
穏便に遺留分だけ請求するのも一つの方法です

減った預金額については、引

出し履歴をたぐっていき、その一々について何にどう使ったのか質問状を出すくらいはできませんが、すべてお母様に言われて引き出した、あとはお母様に渡してどう使ったのか知らないとか、言われたものを買って渡したとか言われればそれ以上の詮索はできません。何しろお母様は亡くなっているのですから。訴訟は起せませんが、相手が不当に利得したことはこちらが立証しなければならず、なかなか難しいのです。

話を切り替えますが、存命中に自分の財産をどのように使おうが自由です。寄付しようが、宗教団体や特定の人につき込もうが、極論すればただ捨てたとしても誰からもとやかく言われ

る筋合いはありません。それは立場をご自分に置き換えてみればよく分かることだと思います。子供に遺産を遺すために儉約をしなければいけない義務はないのです。

お母様をよく見て下さった地元の縁者との間に要らぬ争いを起すよりは、ここは穏便に、遺留分だけ請求されてはいいかがでしょうか。方法は簡単で、遺留分を減殺する旨書いて送ればよいのです。内容証明にすること1年以内に行うことに注意さえすれば、それで預金の半分がご相談者のものになります。たぶん任意に支払ってくれるでしょうし、でなければ家裁に調停を申し立てることになります。